○海上保安庁告示第102号

平成14年4月1日海上保安庁告示第102号
平成21年3月31日海上保安庁告示第110号一部改正

水路業務法施行令（平成13年政令第433号）第1条の表備考第2号の規定に基づき、水路測量における測定又は調査の方法に関する告示を次のように定める。
平成14年4月1日

海上保安庁長官　縄野克彦

水路測量における測定または調査の方法に間汁告示

水路業務法施行令（平成13年政令第433号）第1条の表備考第2号の水路測量における測定又は調査方法は、別表第1に定める水域の区分に応じて、別表第2に定めるとおりとする。ただし、海上保安庁長官が水路測定の目的を勘案して相当でないと認めたときは、この規定の適用を緩和し、又は適用しないことができる。

附則（平成21年3月31日　海上保安庁告示第110号）

（施行期日）

1　この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際、改正前の規定により計画を行っている水路測量については、平成二十一年九月三十日までの間、なお従前の例による。

別表第一

水域の区分	水域
特級	水深が百メートル以浅で、次の各号のいずれかに該当する水域のうち、海上保安庁長官が海上の安全を確保するため特に必要と認めて指定する水域 一　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第十二条に規定する航路及びその付近 二　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号ハに規定する水域施設及びその付近 三　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第一号に規定する水域施設及びその付近、又は同法第二条第八項に規定する開発保全航路及びその付近 四　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第一項に規定する航路及びその付近 五　しゅんせつ、障害物の撤去その他の水底に変化を及ぼす行為を行った水域及びその付近
一a 級	水深が百メートル以浅で、前項水域の欄第五号に該当する水域（特級の水域を除く。）
一b 級	水深が百メートル以浅の水域（特級又は一a級に該当するものを除く。）
二級	水深が百メートルを超える水域

水路測量関係規則集（平成 15 年 4 月）修正内容

P4

2　都道府県知事は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 10 条若しくは第 22 条の規定に基づき、定置漁業若しくは国土交通大臣の指定する共同漁場につき免許をしたとき、又は同法第 65 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく都道府県規則により、国土交通大臣の指定する漁業の許可をしたときは、次の事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。同法第 37 条から第 40 条までの規定に基づき漁業権を取り消し又は変更したときその他通報した事項を変更したときは、これらの事項についても、また同様とする。

P13

表面

水路業務法第十二条第三項の規定に基づく
職員の証印
年　月　日交付
年　月　日まで有効
海上保安庁

職名
氏名
年　月　日生